

マイナンバーカードってどんな時に使えるの??

- ・公的な本人確認書類として利用できます。
- ・住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、所得証明書がコンビニで取得できます。(窓口で取得するより100円安く取得できます。)
- ※システムメンテナンス日を除く毎日6:30から23:00まで取得可能
- ・インターネットで確定申告などオンライン手続きができます。
- ・健康保険証として利用できます ※利用できる病院は順次拡大中
- ・運転免許証と一体化(令和6年中予定)



<本人確認書類一覧>

A(※顔写真が貼付され、有効期限内のもの)

- ・マイナンバーカード(法定代理人申請時)
- ・住民基本台帳カード(写真付に限る)
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書(平成24年4月1日以降に交付されたものに限る)
- ・旅券
- ・身体障がい者手帳
- ・精神障がい者保健福祉手帳(写真付に限る)
- ・療育手帳
- ・在留カード(写真付に限る)
- ・特別永住者証明書



B(※「有効期限が設定されているものは有効期限内のもの」かつ「氏名が住民票どおりに記載され、生年月日または住所も記載されているもの」)

(例)

- | | |
|------------|--------------|
| ・健康保険証 | ・年金手帳／証書 |
| ・小児医療証 | ・介護保険証 |
| ・各種医療受給者証 | ・生活保護受給者証 |
| ・社員証／在職証明書 | ・官公署の発行した職員証 |
| ・学生証／在学証明書 | ・卒業証書／証明書 |
| ・無線従事者免許証 | ・海技免状 |
| ・母子手帳 | |

〔 出生届出自治体の記入押印必須。出生届出済証明欄に記載された方のみ、本人確認書類として使用することができます。保護者の欄に記載されている方の本人確認書類としては利用できません。 〕

注意事項

- ①マイナンバーカードに貼付される写真と申請者本人の同一性を確認するため、申請者本人にお越しいただく必要があります。
- ②お持ちいただくものは、**全て原本**である必要があります。
- ③次のものは、本人確認書類として取り扱うことができません。
 - ・有効期限が満了しているもの
 - ・本人確認書類のコピー(原本ではない場合)
 - ・氏名や生年月日が住民票に記載された内容と異なるもの(氏名が旧姓・カタカナ表記等)
 - ・郵便物や会員証、住民票の写しや戸籍の証明書
 - ・汚損または破損により、記載されている内容が読み取れないもの